

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇ 告 示 牛の肝てつ検査及び駆除並びに馬の伝染性貧血検査
牛の結核病、ブルセラ病検査及び豚コレラ予防注射
- ◇ 人 委 規 則 職員の新任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正
- ◇ 公 告 昭和三十四年度鳥取県職員採用中級試験
- ◇ 正 誤 昭和三十五年二月二日付け教育委員会告示第六号中訂正

告 示

鳥取県告示第六十二号

次のように牛の肝てつ、検査及び駆除並びに馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の肝てつ及び馬の伝染性貧血予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ検査……牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。

馬伝染性貧血検査……馬

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
伝染性貧血検査……チヨツケ試験管法による赤血球数検査、担鉄細胞検出法

別表

一 肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
二月十五日	西伯郡大山町所子	所子家畜検診所

二月二十二日	二 馬伝染性貧血検査 実施期日	実 施 区 域 西伯郡名和町光徳、 名和、御来屋	実施場所 名和家畜検診所
二月二十二日	二 馬伝染性貧血検査	中山町逢坂	逢坂
十六日		名和町光徳	光徳
十七日		庄内	庄内
十八日		名和	名和
十九日		名和	名和
二十二日		大山町高麗	高麗
二十三日		高麗	高麗
二十四日		淀江町淀江	淀江
二十五日		淀江	淀江
二十六日		大和	大和
二十七日		大山町所子	所子
二十九日		淀江町大和	大和
三月一日		大山町所子	所子
二日		大山	大山

二十三日	庄内	庄内
二十四日	大山町所子	所子
二十五日	大山	大山
二十六日	高麗	高麗
二十七日	高麗	高麗
二十九日	淀江町淀江	淀江
三月一日	宇田川	宇田川

鳥取県告示第六十三号
 次のように牛の結核病、ブルセラ病検査及び豚コレラ
 予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十
 六年法律第六十六号）第六条の規定により牛及び豚の
 所有者に対して検査及び注射を受けることを命ずる。
 昭和三十五年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び豚コレラ予
 防のため
 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同 一施設内で飼育している牛 豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分 べん前後一月以内のものを除く。	十八日 二十一日 福部村福部 鳥取市吉岡 大正 神戸 岩美郡岩美町岩井 本庄 小田 浦富 浦富 上砂見 岩井	福部、高江 家畜検診所 吉岡 古海 院内 浦富 中河原 栃本 上味野 宮谷 古郡家
四 実施の期日 別表のとおり	十九日 二十二日 岩美郡岩美町岩井 本庄 小田 浦富 浦富 上砂見 岩井	岩美郡岩美町岩井 本庄 小田 浦富 浦富 上砂見 岩井
五 検査及び注射駆除の方法 結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査法 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射	二十日 二十三日 鳥取市美穂 豊美 米里 岩美郡国府町宇倍野 鳥取市美保 湖山 千代水 東郷	鳥取市美穂 豊美 米里 岩美郡国府町宇倍野 鳥取市美保 湖山 千代水 東郷
別表 一 牛の結核病、ブルセラ病検査	二十一日 二十四日 岩美郡国府町宇倍野 鳥取市美保 湖山 千代水 東郷	岩美郡国府町宇倍野 鳥取市美保 湖山 千代水 東郷
実施期日 第一次 第二次 二月十六日 二月十九日 二月十七日 二十日	二月十六日 二月十九日 二月十七日 二十日	鳥取市大和 倭文家畜検診所 末恒 伏野 旧市内 小谷、大山、 福永、横山牧場
実施区域 第二次 二月十六日 二月十九日 二月十七日 二十日	二月十六日 二月十九日 二月十七日 二十日	鳥取市大和 倭文家畜検診所 末恒 伏野 旧市内 小谷、大山、 福永、横山牧場

〃	〃	倉田	円通寺
〃	〃	稲葉	滝山
二 豚コレラ予防注射	〃	〃	〃
実施期日	実施区域	実施場所	
二月二十三日	岩美郡岩美町	各豚舎巡回注射	
二十四日	〃	〃	
二十五日	国府町	〃	
二十六日	鳥取市	〃	
二十七日	〃	〃	
三 豚コレラ予防注射			
十七日	気高郡気高町浜村	〃	
十八日	〃	逢坂	〃
十九日	〃	宝木	〃
二十二日	〃	酒津	〃
二十三日	〃	青谷町青谷	〃
二十四日	〃	〃	〃

人事委員会規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号(3)中ただし書を次のように改める。

但し、次に定める者については、前記の年数に次の年数を加えた年数とする。

- イ 医大又は医専を卒業した後実地修練を経て医師の国家試験に合格した者にあつては、一年
- ロ 博士課程を修了した者にあつては、四年

ハ 博士の学位の授与を受けている者にあつては、六月

第十条の二第一号中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次の(3)を加える。

(3) 公務上の負傷又は疾病により休職となつた期間第十五条第一項の次に次の一号を加える。

六 博士の学位の授与を受けた場合

第十五条第二項中「前項第一号から第三号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第十九条第二項中「同条同項第四号」の上に「同条同項第六号の規定に該当するときの昇給は、博士の学位の授与を受けたことが確認された後すみやかに、」を加える。

第十九条の二中「第三号及び第五号」を「第三号、第五号及び第六号」に改める。

別表第三注四を次のように改める。

四 次に掲げる職員については、木表の当該学歴区分欄の学歴の修学年数及び調整年数に、次に定める年

数を加えた年数をもつて、本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

〔一〕 医大又は医専を卒業した後実地修練を経て医師の国家試験に合格した者にあつては、一年

〔二〕 博士の学位の授与を受けている者にあつては、

六月

別表第三注に次の一を加える。

六 この表及び注一から五までの規定は医療職給料表〔一〕の適用を受ける職員については適用しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年一月一日から適用する。

公 告

昭和三十四年度鳥取県職員採用中級試験について次のとおり公告する。

昭和三十五年二月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 試験の対象となる職及び採用予定人員
 保 母 約六人
 生活改良普及員 若干人

二 受験資格

保母の職については保母の、生活改良普及員の職については生活改良普及員の資格を有する者又は昭和三十五年三月三十一日までに保母若しくは生活改良普及員の資格を取得する見込みのある者で、次の受験資格を有している女子に限ります。

イ 学校教育法による短期大学を昭和三十二年三月以降に卒業した者又は昭和三十五年三月三十一日まで卒業する見込の者(年令を問いません。)

ロ 人事委員会が前記イに該当する者と同等と認められた者

ハ 前記イ、ロに掲げる者のほか、昭和七年四月二日から昭和十四年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)

ただし、次の各号の一つに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 保母又は生活改良普及員の資格を取得する見込みの者については、昭和三十五年三月三十一日までに、保母又は生活改良普及員の資格を取得することができなかつた場合には、試験に合格していても、合格を無効といたします。

三 第一次試験

1 方 法

短期大学卒業程度において、教養試験と専門試験を行ないます。

イ 教養試験 公務員として必要な一般能力及び教養について、択一式に行ないます。

ロ 専門試験 職種に応じた専門的知識、能力等を有するかどうかについて択一式又は短答式により行ない、次の分野から出題されます。

職 種	分 野
保 母	社会福祉事業一般、児童福祉事業概論 児童心理学及び精神衛生学、保育理論 等
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等

2 日時、場所

昭和三十五年二月二十六日に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表

昭和三十五年三月一日県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方 法

イ 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

ロ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ハ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十五年三月上旬、鳥取市において行ないますが、詳細については、第一次試験の合格者に通知します。

五 合格者の発表

昭和三十五年三月上旬、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の効力は原則として一年間です。

3 給料は、原則として給料月額八、二〇〇円（行政職給料表六等級五号給）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付いたしません。

2 申込 込

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。郵便によ

る場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十五年二月十七日（水）から昭和三十五年二月二十三日（火）午後五時まで。郵送の場合は、二月二十三日（火）午後五時までの着信に限ります。その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

正 誤

昭和三十五年二月二日付け教育委員会告示第六号中の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段

欄 誤

二二二二二
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
円円円円円

正

二二二二二
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
円円円円円

昭和四年四月十五日第三種郵便) 可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 取 行 鳥取県鳥取市東町 取 鳥取県鳥取市東町 取 鳥取県鳥取市東町 取 印刷所